

近江八幡市内保育園(所)・認定こども園長時部
地域型保育事業所(保育認定2号・3号)
保 護 者 の み な さ ま

近江八幡市長 小西 理

新型コロナウイルス感染症防止のための保育園(所)・こども園長時部・地域型保育事業所
(保育認定2号・3号)の協力要請の継続について(お知らせ)

平素は本市の保育行政に、格別のご支援・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、現在、市内の学校等は臨時休校(休園)を行っておりますが、依然として県域において感染拡大の状況が続いていることや、感染経路が明らかでない感染者が増えている状況が続いています。

このような状況から、子どもたちの健康・安全を最優先し、また、感染リスクを低減させるため、市内の幼稚園・認定こども園短時部(1号認定)・小学校・中学校については再度5月31日まで臨時休校(休園)措置を継続します。

市内保育所・認定こども園長時部・地域型保育事業所(2号・3号認定)については、引き続き、下記1のように家庭保育が可能な場合は通園(所)を控える登園自粛の協力要請をしながら、感染予防に留意して平常保育を実施していきます。

記

1. 市内保育園(所)・認定こども園長時部(2号認定)及び地域型保育事業所を含む低年齢(3号認定)で家庭保育の協力を要請する家庭について
 - テレワークなど自宅勤務となり、家庭保育が可能な場合。
 - 現在、育児休業中で、育児休業期間の延長が可能で職場復帰が延長され、家庭保育が可能な場合。
 - 就労先が感染拡大防止のため、休業となり、家庭保育が可能な場合。
 - その他、お子様の保育が必要な理由が感染拡大防止対策により、一時的に軽減され、家庭保育が可能な場合。
2. 市内の学校・幼稚園・認定こども園短時部(1号認定)の休園期間
令和2年5月7日(木)～令和2年5月31日(日)

※ なお、新型コロナウイルス関連情報につきましては、日々状況が変化しております。今後、滋賀県内において感染拡大が収まらず更なるクラスターの発生や園所内での感染者の発生により、更なる要請や臨時休園をし、保育方法を変更することもあります。

その場合は、本市のホームページや園所のお便り等で、適宜お知らせします。

保護者の皆様にはご負担をおかけすることになりますがご理解とご協力をお願いします。